

別表六(七)

7欄又は15欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

御注意

1 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、「19の②」欄以下の場合は、前期繰越分（「12」欄）を当期の試験研究費の額（「17の①」欄）が前期の試験研究費の額（前期の月数と当期の月数とが異なる場合には、前期の改定試験研究費の額）（「19の②」欄）以下の場合は、前期繰越分（「12」欄）を当期の試験研究費の額（「17の①」欄）に記載して判定してください。

2 当期の試験研究費の額（「17の①」欄）を当期の法人税額から控除することができず、前期の試験研究費の額（前期の月数と当期の月数とが異なる場合には、前期の改定試験研究費の額）（「19の②」欄）に記載してください。

御注意		7欄		15欄			
試験研究費の額	1	繰越税額控除の計算に関する明細					
中小企業者等の試験研究費の税額控除		前	当該事業年度	前事業年度又は前前事業年度			
中小企業者等税額控除限度額 (1) × $\frac{12}{100}$	2	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の					
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	3	①租税特別措置法の条項欄に、 「平成25年旧措置法第42条の4第6項」※1又は「第42条の4第6項」※2					
当期税額基準額 (3) × $\frac{20又は30}{100}$	4	②区分番号に、「00009」※1又は「00429」※2					
当期税額控除可能額 (2)と(4)のうち少ない金額	5	③適用額欄に、当該別表六(七)7欄の金額(円単位)を記載してください。					
法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「10の②」)	6	※1 平成25年旧措置法第42条の4第6項「00009」 平成25年4月1日以前に開始した事業年度					
当期分の特別控除額 (5) - (6)	7	※2 第42条の4第6項「00429」 平成25年4月1日以後に開始した事業年度					
差引当期税額基準額残額 (4)又は(3) × $\frac{30}{100}$ - (5)	8	期繰越中小企業	平	計			
繰越中小企業者等税額控除限度超過額 (20)の計	9	業	計				
平成21年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額 (23)の計	10	業	当期分	(2)	(5) 外		
平成22年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額 (26)の計	11	業	合計				
計 (9) + (10) + (11)	12	業	平成21年度	事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (23) - (24)
同上的うち当期繰越税額控除可能額 ((8)と(12)のうち少ない金額) ((17の①) ≤ (19の②)の場合は0)	13	業	業	業	業	業	業
法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「9の②」)	14	業	業	業	業	業	業
当期繰越税額控除額 (13) - (14)	15	業	業	業	業	業	業
法人税額の特別控除額 (7) + (15)	16	業	業	業	業	業	業

別表六(七) 平二十五・四・一以後終了事業年度分